

# 青森県事務権限移譲推進プログラム

平成22年4月  
(令和6年3月一部改正)

青森県

# 目 次

1. 新たなプログラムの作成に当たって	1
2. 権限移譲に当たっての基本的な考え方	
(1) 移譲事務の選定の基本原則	2
(2) 権限移譲の進め方	3
3. 市町村への支援措置	
(1) 基本的支援措置	4
(2) 財源措置	4
(3) 人的支援	4
4. 移譲手続の取扱い	
(1) 移譲の流れ	5
(2) 市町村からの移譲要請	5

## 1. 新たなプログラムの作成に当たって

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方自治法に都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度（以下「事務処理特例制度」という）が創設されました。

県では、平成11年に「青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例」を制定（平成12年施行）し、以後、事務処理特例制度を活用した事務権限の移譲の取組を進めてきているところです。

また、平成14年8月に学識経験者・市町村・県を構成員とする「県と市町村の対等なパートナーシップのあり方研究会」を設置し、市町村合併後の県と市町村の相対的な役割の変化を見据えた事務権限の移譲の基本的な考え方を整理するとともに、この考え方を踏まえ、平成17年3月に「青森県事務権限移譲推進計画」を策定し、当該計画に基づいて平成18年度から平成22年度における県から市町村への事務権限の移譲を進めてきています。

分権型社会においては基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うべきであり、市町村が地域における総合行政を担うことが必要です。このため、県では平成23年度以降も引き続き県から市町村への事務権限の移譲を適切に進めるため、新たなプログラムを作成することとします。

なお、国における地方分権改革の進展の動向や市町村からの御意見等を踏まえて内容の見直しや運用面での充実を図るなど、環境変化には機動的・柔軟に対応しつつ、市町村との密接な連携の下でプログラムを推進します。

## 2. 権限移譲に当たっての基本的な考え方

### (1) 移譲事務の選定の基本原則

県から市町村へ移譲する事務権限の選定に当たっては、次の4つの基本原則に留意します。

#### ア 住民サービスの向上につながる事務

申請手続や相談が、身近な市町村で処理できるようになり、住民の利便性が向上する事務。

#### イ 地域の実情に即した事務

地域の実情を踏まえた判断が求められ、他との調整を要しない当該地域で完結する事務。

#### ウ 市町村行政の充実につながる事務

自己決定・自己原則に基づき、市町村が総合的・一体的に処理することが望ましい事務。

#### エ 行政効率の向上につながる事務

県への書類送付や協議等、現場の実態把握等に係るコストの削減や時間の短縮などの効果が期待される事務。

## (2) 権限移譲の進め方

### ① 移譲対象事務の提示

県は、(1)の基本原則に基づき選定された移譲対象事務のうち、既に多くの市町村に移譲実績のある事務や、特に住民に身近な事務として市町村が担うことが望ましい事務を、「重点移譲事務一覧表」として、別途、取りまとめ、市町村に提示することとします。

### ② 移譲方式

市町村は自らの判断により、以下のいずれかの移譲方式により移譲事務を選択するものとします。

#### ア 包括移譲方式

関連性の高い事務権限を包括的に処理することができるよう、環境衛生・福祉・産業振興・まちづくりの4分野において一連事務ごとに整理した「パッケージ」単位で移譲します。

#### イ 個別移譲方式

県が提示する移譲対象事務一覧表の中から、「一連事務」単位で移譲します。

#### ◇ 単位事務、一連事務、パッケージについて

申請の受理から審査、許認可、立入検査、取消処分といった根拠法令の各条項で規定される事務を「単位事務」とし、単位事務の連続性・一体性が高いものを「一連事務」とします。

そして、分野ごとに関連する一連事務を包括的に取りまとめたものを「パッケージ」とします。

### 3. 市町村への支援措置

#### (1) 基本的支援措置

- ① 市町村職員研修会等の開催  
県は、必要に応じて市町村職員を対象とした説明会・研修会等を開催し、適切な事務処理が確保されるための支援を行います。
- ② 事務処理マニュアル等の作成  
事務引継に当たっては、必要に応じて事務処理マニュアル等を作成します。
- ③ 条例等の整備に係る支援  
移譲に伴い市町村が制定することとなる条例・規則等の整備に当たっては、必要に応じて助言等を行います。
- ④ 移譲後の連絡体制の確保  
県は、移譲後においても市町村の相談等に対して適切に対応するとともに、県と市町村間の連絡体制を確保するものとします。

#### (2) 財源措置

市町村における事務処理に必要な経費は、地方財政法第28条の規定に基づき、「青森県移譲事務交付金交付要綱」により次のとおり交付金で措置します。

- ① 経常交付金  
単位事務ごとに、事務処理時間に応じた人件費・諸経費から積算した単価を設定し、前年度の事務処理件数を乗じた額を交付します。
- ② 初年度調整交付金  
移譲初年度においては、事務の体制整備に要する経費として、「青森県移譲事務交付金交付要綱」別表の一連事務ごとに交付します。

#### (3) 人的支援

事務権限の受入れに際し、市町村からの要請に基づき、移譲事務の内容・移譲時期に応じて次の制度の活用を図り、人的支援を行います。

- ① 自治法派遣制度
- ② 人事交流制度
- ③ 実務研修制度

## 4. 移譲手続の取扱い

### (1) 移譲の流れ

時 期	項 目	内 容
第 1 四半期	移譲希望調査の実施	移譲希望事務及び移譲希望年度の調査 (必要に応じて市町村説明会の開催)
第 2 四半期	移譲希望の回答	市町村から県へ移譲希望を回答
	受入れ意向確認	県の担当課と市町村で個別事務ごとに移譲 の適否を協議
	移譲事務の決定	移譲事務及び移譲対象市町村を決定
第 3 四半期	法定協議	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項に基づ く協議
	特例条例の改正	県において特例条例を改正
第 4 四半期	事務引継	県と市町村間での事務引継
翌年度 4 月	移譲実施	県から市町村へ事務権限を移譲

### (2) 市町村からの移譲要請

上記(1)の手続のほか、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 3 項に基づき、市町村議会の議決に基づき市町村長から知事へ事務権限の移譲の要請があった場合は、随時、協議するものとします。